平成２９年（フ）第７３２号
埼玉県三郷市上彦名141番地６
破産者　山岸　勝巳
１　決定年月日　平成30年５月18日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所越谷支部破産係

平成２９年（フ）第７４６号
埼玉県草加市草加５－４－17　ウイング松原101号室、住民票上の住所埼玉県久喜市古久喜901番地８　エトワール久喜306
破産者　大島　淳史
１　決定年月日　平成30年５月18日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所越谷支部破産係

平成２９年（フ）第５３号
長野県岡谷市川岸上４丁目12番３号
破産者　渡邉　俊也
１　決定年月日　平成30年５月18日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
長野地方裁判所諏訪支部

平成２９年（フ）第６８号
長野県茅野市金沢2080番地５、開始決定時の住所長野県松本市大字松原68番地15
破産者　丸山　政廣
１　決定年月日　平成30年５月18日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
長野地方裁判所諏訪支部

平成３０年（フ）第１号
愛知県岩倉市東町東市場屋敷344番地　ノアールビジュ202号
破産者　川口　裕子
１　決定年月日　平成30年５月18日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所一宮支部

平成３０年（フ）第３号
愛知県一宮市千秋町浅野羽根1427番地２　県営羽根住宅４棟102号
破産者　大山　佳子（旧姓伊藤）
１　決定年月日　平成30年５月18日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所一宮支部

平成３０年（フ）第３１号
愛知県一宮市萩原町萩原字松田2693番地６
破産者　花城塗装こと　花城　清秀
１　決定年月日　平成30年５月18日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所一宮支部

平成２９年（フ）第５０３７号
大阪府東大阪市五条町５番５号
破産者　毛利　隆之
１　決定年月日　平成30年５月18日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成３０年（フ）第３８１号
大阪市東住吉区田辺５丁目１番37号ラヴィーア米田506号、前住所大阪市東住吉区南田辺１丁目４番35号ミア・フォレスタ503号
破産者　森下　春男
１　決定年月日　平成30年５月18日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成３０年（フ）第６２号
兵庫県姫路市飾磨区加茂北21番地　ラルジュ・メゾン203
破産者　山本　春奈（旧姓上田）
１　決定年月日　平成30年５月18日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所姫路支部

平成２９年（フ）第９６４号
広島市佐伯区五日市７丁目13番14―202号
破産者　Ｍｉｙｕ（ミュー）こと　前野　由美
１　決定年月日　平成30年５月18日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
広島地方裁判所民事第４部

平成２９年（フ）第１０４号
山口市秋穂二島3278番地
破産者　渡邊　浩美
１　決定年月日　平成30年５月18日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
山口地方裁判所民事部破産係

平成２９年（フ）第１８３０号
福岡県糸島市波多江駅北１丁目６番16―404号
破産者　松島　浩子
１　決定年月日　平成30年５月18日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所第４民事部

平成２９年（フ）第１９８２号
福岡市中央区高砂２丁目８番19―602号
破産者　一ノ瀬須美香
１　決定年月日　平成30年５月18日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所第４民事部

平成３０年（フ）第２５８号
福岡市博多区博多駅南５丁目10番６号
破産者　栂　　良輔
１　決定年月日　平成30年５月18日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所第４民事部

平成３０年（フ）第２７０号
福岡市南区塩原２丁目７番27号
破産者　津田　克和
１　決定年月日　平成30年５月18日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所第４民事部

平成３０年（フ）第２８４号
福岡市東区八田２丁目22番18―202号
破産者　江口　阿衣
１　決定年月日　平成30年５月18日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所第４民事部

平成２９年（フ）第２８号
熊本県球磨郡多良木町大字多良木382番地３
破産者　髙田　賢志
１　決定年月日　平成30年５月18日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
熊本地方裁判所人吉支部